

墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例の改正に伴う拡充等

1 新たな助成対象区域（条例第3条関係）

(1) 防火・耐震化改修促進区域（拡充）

既存の対象区域である避難地、避難路、防災活動拠点に加え、対象区域を面的に拡充することで、広域的な延焼抑制効果を高める。

防火・耐震化改修促進区域として新たに指定するエリア
防災都市づくり推進計画の整備地域内において防火性能の指標等が低い地域を中心に包括的に指定する。
墨田、東向島、京島、八広、向島の一部、押上の一部、文花の一部

(2) 防火・耐震化改修促進特定区域（特定区域）の指定（新設）

既存の対象区域のうち、老朽木造建築物が部分的に残り避難路における延焼突破の危険性が高いとされる重点不燃化促進区域を特定区域として指定する。

さらに、延焼抑制上重要となる道路として、商店街等の限定したエリアもあわせて特定区域として指定し、商店街活性化施策との連携により集中的にその沿道建物の防火・耐震化改修を促進させることで、災害時の一定時間において延焼クラスターの分断化を図り、さらなる延焼抑制効果を高める。

特定区域として指定するエリア
重点不燃化促進区域
延焼抑制上重要となる道路（沿道 20m の区域を指定）
向島橋銀座商店街、鳩の街通り商店街、コンニャク稲荷通り商栄会（その先の主要生活道路を含む。）（旧）玉ノ井いろは通り商店街

2 拡充に伴う加算額等（条例第5条関係）

(1) 加算の種類及び金額

	目的	加算額
特定区域加算	特定区域内の延焼抑制効果に寄与するために加算する。	30万円
耐震改修加算	住宅以外の耐震改修を行う場合に加算する。（住宅は既存の耐震改修助成を活用）	40万円
協調加算	2棟以上が協調して防災上の配慮がされた改修を行う場合に加算する。	30万円

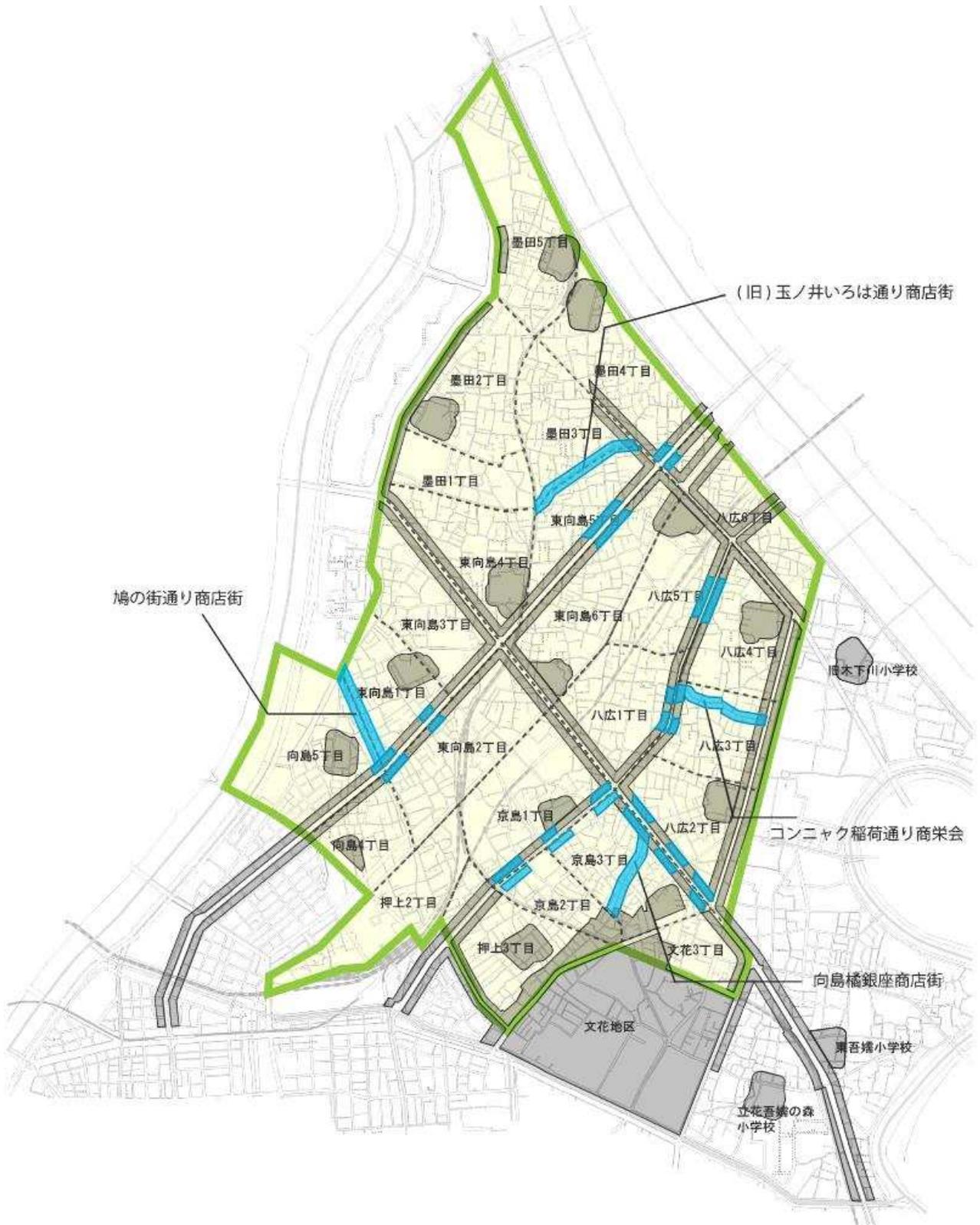
(2) 助成回数を2回とする場合の基準

所有者の状況、建物の状況、建物の周辺環境等により、改修工事を2回に分けることがやむを得ない状況であり、1回目の工事において、以前と比較して防火性能が向上されると区長が判断した場合とし、1回目の上限額は助成限度額の半分とする。

(3) 2回目の助成を行える期限

1回目の対象確認があった日から5年とする。

拡充後の防火・耐震化改修促進区域



- 防火・耐震化改修促進区域 (不燃化促進区域)
- 防火・耐震化改修促進区域 (拡充)
- 防火・耐震化改修促進特定区域 (新規)